

総務企画委員会記録  
<第3号>

平成28年第4回沖縄県議会（9月定例会）閉会中

平成28年10月25日（火曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録<第3号>

---

### 開会の日時

年月日 平成28年10月25日 火曜日  
開 会 午前10時0分  
散 会 午後2時36分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 警察行政について（派遣機動隊員による不適切発言について）
- 2 県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書及び同抗議決議について（追加議題）

---

### 出 席 委 員

委 員 長	渡久地	修 君
副 委 員 長	新 垣 光	栄 君
委 員	花 城 大	輔 君
委 員	又 吉 清	義 君
委 員	中 川 京	貴 君
委 員	宮 城 一	郎 君
委 員	当 山 勝	利 君
委 員	仲宗根	悟 君
委 員	玉 城	満 君
委 員	比 嘉 瑞	己 君
委 員	上 原	章 君

委員 當 間 盛 夫 君

委員外議員 なし

---

### 欠 席 委 員

仲 田 弘 毅 君

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

知 事 公 室 長	謝 花 喜 一 郎 君
警 察 本 部 警 務 部 長	中 島 寛 君
警 察 本 部 警 備 部 長	重 久 真 毅 君

---

○渡久地修委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項警察行政についてに係る派遣機動隊員による不適切発言についてを議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、警察本部警務部長及び警察本部警備部長の出席を求めています。

まず初めに、派遣機動隊員による不適切発言について審査を行います。

ただいまの議題について、警備部長の説明を求めます。

重久真毅警備部長。

○重久真毅警備部長 県警察が、米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事に反対する抗議活動を行っている市民に対し、警察官による不適切な発言があった件について御説明いたします。

まず初めに、今回の件につきましては、警備を指揮する県警察にも大きな責任があることから、発言によって傷つけられた方、県民に対して深くおわびを申し上げます。

それでは、事実関係について御説明いたします。

10月18日につきましては、午前8時ごろから、抗議参加者数十名がN1地区

出入り口前で抗議集会を行っていたところ、同日午前9時ごろから同所に右派系市民グループ関係者数名が押しかけたため、同抗議参加者らと口論となる状況がありました。

そのため、大阪府警察機動隊員数十名が、両者の間に入り、事件やトラブル等の防止に当たっていたところ、抗議参加者に対し、右派系市民グループ関係者らが「シナ人帰れ」等の発言を繰り返しておりました。

そのような中、抗議参加者らをN1地区入り口南側の道路脇に移動させて、同所における通行と関係者の安全を確保していたところ、抗議参加者らは、大阪府警察機動隊員に対し、執拗に「弾圧やめろ」等と抗議を続けており、午前9時28分ごろ、その中の恐らく関西地方出身と思われる抗議参加者が、機動隊員の1人に「目が血走っているぞ、交代しろ」、「むきになり過ぎてんだよ、なあ」等と話しかけ、さらに「公権力を行使するときには、なあ」と言い始めたところで、同隊員が「黙れ、こら、シナ人」と発言しております。

今回の発言については、右派系市民グループ関係者と抗議参加者らとが激しく対峙する中で、右派系市民グループ関係者の言動にも影響された面は否めませんが、いずれにしても不適切な発言であるものと認識しております。

また、同日午前9時43分ごろから、抗議参加者数名がN1地区出入り口付近の斜面に上がり、フェンスをつかんで手で揺らしたり、激しくたたいたり、乗り越えて侵入する旨の言動があったことから、抗議行動参加者らが提供施設内に侵入しないようフェンス越しに大阪府警察機動隊員十数名が警告するなどの対応をしておりました。

そのような中、抗議参加者らは警告に従うことなく、フェンスを激しくたたきながら、「基地やめろ」、「おい、大阪府警、立ち去れ」「おい、ふざけるな」等と発言したこと等から、午前9時47分ごろ、隊員の1人が「早く立ち去りなさい」、「立ち去らないかい、こら」、「さわるな、こら」、「どこつかんどるんじゃ、ボケ、土人が」等と発言したものであり、不適切な発言であると認識しております。

県警察では、これまでも派遣される警察官に対して、沖縄県の歴史を含めて基地問題の経緯等について説明した上で、警備の現場においては、けが人を出さないこと、抗議参加者と工事関係者とのトラブル防止、地域の交通の安全の重視とともに、常に冷静沈着、かつ丁寧な対応を心がけるよう指導してきたところであります。

しかしながら、今回の発言に至ってしまったことについては、極めて遺憾であり、残念な思いであります。

県警察では、これまでの指導等について虚心坦懐に見直し、二度とこのよう

なことがないように、改めて指導を徹底してまいります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 警備部長の説明は終わりました。

次に、知事公室長の説明を求めます。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 ただいま、議題になっております派遣機動隊員による不適切発言について、県の対応を御説明いたします。

今回の大阪府警から派遣された機動隊員2名の不適切発言については、言語道断であり到底許されるものではなく、県としても強い憤りを感じております。

このため、去る10月20日、知事は沖縄県警察本部長と面談しました。沖縄県警察本部長からは、この発言によって傷つけられた方、県民に対して深くおわびを申し上げたいとの発言がありました。知事からは、これまでの指導が十分でないことを指摘し、適切な対応を求めたところであります。

また同日、沖縄県公安委員会の委員3名とも面談し、今回の事案に対して、その見解を確認いたしました。委員からは、沖縄県警察本部に対し、事実の確認と再発防止に向けた徹底した対策を強く求めたとの報告を受けたところであります。

知事公室からの説明は、以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより派遣機動隊員による不適切発言について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 まず最初に、私も県民の負託を受けた議員として、怒りを込めて抗議をしたいと思っております。

最初に基本的なことをお聞きしたいのですが、今回の発言について、特に若い人たちの中にも、こうした言葉の歴史的な背景、その言葉の持つ意味というところがなかなか理解されていない部分もあると思っております。先ほどの説明の中では不適切発言という言葉になっておりましたが、私は明確に差別用語だと思

っています。その上でこの土人、シナ人という言葉の持つ意味について、部長はどのような見解をお持ちですか。

○重久真毅警備部長 いずれも差別用語であると認識しております。

○比嘉瑞己委員 なぜ差別用語なのか、どういった意味を持っていると理解しているのか、もう少し聞きたいです。

○重久真毅警備部長 差別用語をしっかりと解説するというのは、なかなか心苦しいものがございますが、土人という言葉は、「土」と書いて、「人」と書くわけがございますけれども、土着の人だとか、もともとはそういう意味があったのだらうと思います。他方でシナ人、「シナ」というのはチャイナから来ているのだらうと思いますけれども、中国人を指す言葉であらうかと思えます。いずれももともとの経緯は、最初から差別用語としてあったものではないかもしれませんが。そう主張されている方もいらっしゃいます。ただ、これまでの歴史を鑑みると、これは聞く人—対象となる方を差別する意図で、侮蔑的な表現として用いられてきた経緯があると私は認識しております。

したがって、ちょっとシナ人は私もよくわからないのですけれども、少なくとも土人というのは、私も今回の件があって改めて知った部分もあるのですけれども、報道で見る限り人類館事件、まさに本土の方が沖縄県を初めとして、特定の地域の方々を指す言葉として、差別的な表現として、土人という言葉を使ってきた過去があると。これは間違いなく差別的な表現であると認識しております。

○比嘉瑞己委員 そういった意味で、土人の発言もそうですけれども、シナ人という言葉に対しては、私たち県民のみならず、中国の人々も傷つけた言葉だと思うのです。そこら辺はしっかりと受けとめるべきだと思います。

先ほどの状況の説明の中で、右翼の人たちが来て、いざこざがあって、その中で出た発言でもあるというお話もありました。聞きようによっては、つられて言ってしまった言葉、売り言葉に買い言葉というようなニュアンスも受けたのですけれども、この若い機動隊員からどうしてこうした発言が出てしまったのか。個人の問題にしてはいけないと思うのです。こうした言葉が出る背景について、改めてみんなで考えていかないとまたこういった問題は突発的に出てくると思います。潜在意識にあるからこそ出てくる言葉ではないかと思うのです。この点について、知事公室長も含めて、皆さんにお聞きしたいのですけれ

ども、今回の発言が出てきた背景には何があるのか、根本的な問題についてどのように受けとめていますか。

**○重久真毅警備部長** まず、どんな背景があるかというお尋ねでございますが、その前に私が右派系市民グループ云々と説明を申し上げた理由でございますけれども、シナ人という発言は一見して脈絡がない。なぜそんなシナ人という言葉が出たのか、少しでも事実関係を詳しく述べることによって認識していただくほうがよいかと思ひまして、少なくとも現場はこういう状況であったと。その隊員を擁護するとか、弁解するとか、そういう気持ちは毛頭ありません。これは警察本部長からも説明してありますとおり弁解の余地がありません。まず、このことについて念のため申し上げます。

背景ということでございますけれども、1点強調したいのは、これまで3カ月程度でございますが、人数までは申し上げませんが、かなりの人数の機動隊員が現場で体を張って警備をしてきました。今回、残念ながら、このような2件の発言が、しかも同じ日に立て続けにあったわけでございますが、これまで大多数のそれ以外の機動隊員からこういった発言はなかったものと認識しておりますし、先ほど来申し上げましたけれども、今後二度とこのようなことが起こらないようにしっかりやっけていく、これに尽きるかと考えてます。

**○中島寛警務部長** 比嘉委員の御質疑は、今回の事案が起こった背景、単に個人的な問題にとらわれないでという御趣旨だと思うのですが、まずもって先ほど警備部長から説明のあったとおり、今回の土人、シナ人発言については、明確に差別用語でありますし、言語道断の暴言だと思いますので、私からも改めて県民の皆様におわびをしたいと思います。

警察という組織につきましては、例えば、被疑者の逮捕等人権に大きくかかわる職務を遂行するところでございます。よって、何よりも人権に関する知識であるとか、高い意識、それが強く求められる職業であると思っております。そういう中で、大阪府警察の機動隊員ではあるのですが、こういう土人、シナ人という差別用語が特に若い職員から発せられたということにつきましては、今後も人権教育、こういったものも我々としてもさらにしっかりやっけていく必要があるかと思っております。一方で多数の県外の機動隊員、また沖縄県の警備に従事している者については、非常に暑い気候条件であったりとか、苛酷な環境の中、愚直に職務を遂行しております、必ずしも全員の意識が低いわけではないと私は思っております。ただ、やはりこういう一部の若い職員から、土人、シナ人発言があったということは事実でございますので、今後もそうい

う人権に配慮した教育をさらに推進していきたいと思っております。

**○謝花喜一郎知事公室長** まず、シナ人の件ですが、先ほど警備部長からございましたように外務省の記録がございまして、1913年の閣議決定では、中国につきましても、条約や国書を除いて中国を支那と呼ぶというようなことがあったようでございます。ただ、中国から差別用語だという強い指摘を受けまして、1930年の閣議決定で支那という呼称はやめるとということが決まったということでございます。支那というのは、中国側からの差別的な用語だと強い指摘を受けて、日本政府も変えたという背景があるようでございます。一方で、土人という言葉ですが、未開の地域住民を指すということですが、これもやはり侮蔑の言葉だということ。知事も記者会見で申し上げておりましたが、土人とはやはり死語になっている用語だと感じます。支那というのはまだ一部使われているようでございますけれども、政府としても閣議決定で使用しないと、公式には使わないということ。す。

では、なぜそういった言葉が使われたかという御質問ですが、お二人の方の心情についてまで、私が深く言及するわけにはいきませんが、こういった死語になっている、また一部の方々でしか使わない用語が現地の緊迫した状況の中で使われるということには、多くが反対する中、工事を強行に進めようとする流れに、やはりいら立ちといたしまししょうか、県民に対する何らかの思い、場合によっては、もしかしたら差別的な思いが根底にあって思わず出てしまったのかと。詳しくは御本人にお聞きしたわけではないですが、背景にはそういった強行した活動というのが、反対市民活動家に対して向けられてしまったのではないかと推察しているところでございます。

**○比嘉瑞己委員** 死語と思われていた差別発言が出てきました。この背景については、もちろん人権教育が欠如しているということも大きな原因だと思いますけれども、私や多くの県民も指摘しているところだと思うのですが、この警察組織として、沖縄県に対する十分な理解が足りないからこそ、こういったことが潜在的意識から突発的に表面に出てきたのではないかと、このところを大変危惧するのです。基地が集中している現状についても伝えているという話でしたけれども、なぜ高江の人たちがこの9年間抗議行動を続けているのか。そこに思いを寄せない限り、絶対にこういった問題はなくならないと思います。

この発言の背景をしっかりと考えて対応していただきたいのですが、今、日に日にこの問題が大きくなっていて、県民からも非難の声が高まっています。この高江の警備の問題については、去る定例会でもたくさんの議論がさ



れました。皆さんは、警察法第2条のもとできちんと仕事をしているのだというお話でしたが、そうであっても警察法第2条にまさしく書かれている不偏不党や公正中正、そして日本国憲法に定める人権を守るという大前提があつてのことですということも指摘させていただきました。けれども、こうした基本的人権がないがしろにされる発言が出てきたことに、本当に大きな衝撃を受けております。日本国憲法第11条は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」と書かれております。警察法第3条でも憲法を守るということで宣誓をしているはずですが、こうしたことを踏まえて、改めて両部長のこれからの決意についてお聞かせください。

**○重久真毅警備部長** 今、知事公室長からも差別的な意識が背景にあつたのではないかというお話がありました。繰り返しになりますが、そうとられてもやむを得ない言動であつたと私どもとしては認識しています。また、警察本部長からも翁長知事に申し上げましたし、公安委員会からも御指導がありましたけれども、特に県外から来ている警察官の皆さんに、まず沖縄の思い、歴史、こういったものにもう少し寄り添おうではないかと。今までもやってきたつもりではありましたが、そういったところが足りなかったのではないかと。そのために、まさにこういった言動が出たのではないかということでもあります。かなりの人数の機動隊員の応援をもらっていますが、これまでも実は有志がいろいろ歴史的な史跡などをめぐっておりました。今回の発言を契機といたしまして、休みのタイミングが小隊ごとにローテーションであるのですけれども、ぜひ休みの期間中に沖縄の史跡をめぐったりして理解を深めてほしいと、早速先週の日曜日にも警視庁の部隊も含めまして、摩文仁の丘に行って改めて認識を深めたという話を聞いてます。それから、全然別件ですが、私の任期中に別の案件で京都府警察が応援に来てくれたときがあつたのですが、彼らは米国総領事館の警備についてなのですが、裏に嘉数高台公園がありまして、そこに京都の塔があるのですが、ぜひ京都の皆さんにはそういったところに行って、沖縄県の深い歴史をしっかりと認識してくれという指導もして、行ってもらった経緯もあります。紙を与えて読んでもらうというのでもいいのですけれども、まずは実際に現場に足を運んで思いに寄り添うと、そういうところから始めて行くと、できるところから始めるということで、警備もやりながらそういったところもしっかりやってみようというように考えています。

**○中島寛警務部長** 今回の事案を踏まえまして、先週木曜日に公安委員会を開

催いたしました。通常、公安委員会は木曜日に定例会を開催するのですが、今回の事案を踏まえまして、通常午後2時からやるところを30分早めて、午後1時半から開催し、かつ通常は生活安全部門、犯罪抑止の話、交通等いろいろな議題を取り上げるのですが、先週についてはこの話題のみについて、公安委員に議論していただきました。厳しく御指摘がありまして、若干御紹介させていただきますと、「今回の発言は、差別的な目線なくしては出ない発言であり、間違いなく見下した発言である。」でありますとか、「やはりこの若い隊員から土人という発言があった背景を考えると、沖縄県の歴史的な背景とか県民の感情とか、しっかり教養の中で教える必要がある。」といった御指摘、御指導を強くいただいたところでございます。

明確な指示事項として3点ございまして、1つは当県に派遣されている他県の警察官に対して、当県の歴史的背景、あと県民感情の背景等について事前の教育を徹底すること、2つ目が派遣された警察官を含む全ての警察職員に対して、職務倫理に関する教育を徹底すること、3つ目として、警備に際しては関係者の安全確保のために丁寧かつ慎重に対応するとともに、常に冷静沈着な対応を行うことと、この3点につきまして強い御指導をいただいたところでございます。県警察は当然公安委員会の管理のもとで職務を遂行しておりますので、御指示いただいた事項を肝に銘じて、今後職務を遂行してまいりたいと思っております。

○比嘉瑞己委員 あと1点、お聞きしたいのですが、そうした歴史的背景を教育していくということはよくわかりましたが、もう一つ懸念するのは、私が指摘したいのは、今回の7月以降の現場の混乱です。皆さんには皆さんの言い分があるかもしれませんが、時系列的に見ても県外からの大量の派遣によって混乱が生じているのは明らかだと思っております。知事も今回の記者会見の中では、撤退してほしい気持ちだということまで踏み込みました。今回県議会にも陳情が上がっているように、こうした現場の混乱をもたらすような県外機動隊の撤退を求める声というのは、ますますひどくなっていると思います。そうした意味で、皆さんが公正公平、不偏不党と言っているのですが、どうも今回の発言を聞いていても国策に従わない人たちを力で抑えつけるような、こうした意識があるからこそ出た発言ではないかというところを私は危惧しているのです。皆さんの言う不偏不党という意味を改めて聞きたいのですが、今回の発言を受けても、しっかりと公正中立、不偏不党という立場を貫くことができるのか、その点についての発言が薄いようでしたので、もう一度お願いいたします。

○重久真毅警備部長 まず冒頭にありました、県外の機動隊員が沖縄県にやって来たから大混乱が生じていると、これまでの委員会でも議論がありまして、改めて確認はしましたけれども、実は県外の機動隊員が来たのは工事が開始されるよりも後だったわけですね。実際には参議院議員選挙の直後でありましたけれども、工事が進められて、県外の機動隊員が来る前に沖縄県警察だけで対応していた段階で、既に現場は大混乱と。工事に反対される方が、北部訓練場のメインゲート—通称ゴンザルベスゲートに大挙して押しかけて、出入りする車両を力づくでとめるという実態がありましたので、前回も申し上げましたけれども、県外から大量の機動隊員が来たから大混乱だという因果関係については私はちょっと違うのかなと、そのように認識はしております。

お尋ねの件でございますけれども、不偏不党ということ、これからも今後ともやっていく所存でございますけれども、先ほど来申し上げますとおり、抗議をされる方、それから工事を進めようとする側の間に立って、お互いそれぞれトラブルだとか、事故だとか、けがだとかしないようにするというのが任務でございます。不偏不党の最たるものは違法行為は許さないということだと思います。警察も抗議をされる方の表現の自由というのは最大限尊重したいと思っておりますし、警察として何ら関与するものではありません。まさにそれが不偏不党だと思います。ただし違法行為であれば、これは警察として関与せざるを得ない。不偏不党ということでございますので、警察は違法行為があれば対処するけれども、そのほかについては基本的には自由を尊重すると、これに尽きるのかなと思っております。

○中島寛警務部長 県外機動隊の撤退もしくは援助要求及び受け入れ、これについては公安委員会の権限なので、私から答弁するのは若干不適切だと思いますけれども、県議会でも天方委員を始め各委員の皆様が答弁された内容としましては、「今回の県外派遣、県外機動隊を受け入れた理由としては、特定の主義主張に基づくものではなくて、純粹に警察活動上の必要性、要は関係者の安全を守るためにやはり部隊を置いて、両者を分けて安全を確保する必要があると、そういう純粹の警察活動上の必要性から援助要求を受け入れたのですよ。」という説明をなされていたものと承知をしております。当然、警察としては、先ほど申し上げましたとおり、公安委員会という警察とは別組織のチェック・管理を受けながら職務を遂行してまいりますので、そういった意味での中立性、公平性を保っていきたいと思っております。

○比嘉瑞己委員 7月11日以前の9年間は、けが人も逮捕者も出ませんでした。こうしたことからやはりこの派遣によって大混乱が生じているというのは、明らかに私は事実だと思いますので、そこは真摯に受けとめていただきたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 重複しないように、少しばかりお伺いしたいと思います。この発言した2人の方は何歳くらいですか。

○重久真毅警備部長 「土人」と発言した隊員が29歳、「シナ人」と発言した隊員が25歳です。

○新垣光栄委員 私も地元の若いメンバーに「土人」とか「シナ人」とかを聞いてみたのです。そうしたら、沖縄県でさえそういう言葉はもう死語になっていて、若い青年たちは「土人って何なの。」「シナ人って何なの。」と聞こえてきました。やはり警察としては、人権教育を行って、そういうことも意識して、教育の中に入っていると思うのですけれども、警察学校で、人権教育の中にこういう差別的用語だとか、発言に関しては教育されているのかどうか。

○中島寛警務部長 新垣委員の御質疑は、警察官に対する人権教育はどうなっているのかという御質疑だと思うのですけれども、警察におきましては、まず採用された警察官が警察学校に入ったら、1つは憲法の講義において基本的人権、そういった憲法における人権規定についての勉強と各種の人権規約、人権条約に関する講習、勉強をしております。また警察官になって、警察署に配属された後でも、専科とかさまざまな機会を通じて人権に関する教養を補っております。ただ、いわゆるこの言葉が差別用語だとか、リストアップして、これは差別用語だから使わないみたいな、そういう教育の仕方としてはやっておりません。

○新垣光栄委員 私はこういう人権教育の中で、そういう認識があったからこそ出てきたのかなという思いもしております。そういう背景もありますので、今後、沖縄県に派遣されてくる機動隊員、警察官に対しての教育は、現地—沖縄県の歴史、背景も見据えて、教育を行っていきたいというのですけれども、

具体的にどのように教育をしていきたいのか、お聞かせください。

○重久真毅警備部長 歴史教育をどうするのかという話でございますけれども、若い隊員もいれば、30代の警部補、小隊長・中隊長もいるわけで、教えるにしてもいろいろターゲティングがちょっと違う部分もあると思いますけれども、1つは先ほど申し上げましたとおり、現地に足を運ぶと、これが1番効果があるのかなと思っています。それだけではなくて、それを補完・強化する形で、具体的な紙媒体でお伝えをしたり、または沖縄県警察の人間からそういった話を申し上げたり、また、派遣をする前の段階でも地元の県で事前に歴史を勉強するとかやれることはあると思うのです。例えば、高校生の修学旅行とタイプとしては同じだと思うのです。まず、事前に勉強できることはして、現地に行って、戻ってきてからレビューすると。機動隊員もローテーションで回しているものですから、現場の状況なども横の連絡で話も入るところもありますので、そういったところで積み重ねていくということかなと思っています。

○新垣光栄委員 派遣されてくる警察官、機動隊員に対して、しっかりとしたマニュアル、そういう教育的なシステムをつくってから、ぜひ派遣をしていただきたい。もし、派遣するのであれば、そういうものをしっかり構築していただきたい。

こちらへの質疑ではないのですが、きょう出席要求したメンバーには公安委員会が入っていると思いますけれども、なぜこういう大きな事件に対して、公安委員会の方が来られないのか、その辺をお聞きしたいです。

○中島寛警務部長 総務企画委員会から金城公安委員長の出席をきのうの夕方、夜ぐらいに求められたということ承知しておるのですが、金城公安委員長も当然皆さんが御存じのとおり銀行といった業務をしております、前日の夜とか夕方に、突如言われてもなかなか予定が詰まっていたりして、急遽出席するというのは難しいという側面もございます。これは、この県議会を軽視する、しているというわけでは全くございません。金城公安委員長もできる限り、都合がつけば参加するというのはもちろんあるのですが、その前日の夜とか、ショートノーティスで参加を求められてもなかなか厳しい側面があるという状況でございます。

○新垣光栄委員 やはり私たちでもこの会議に参加しないときには、ほかの議

員にお願いして代理でということもやります。ほかのメンバーへと、そういう意識はなかったのか。

○中島寛警務部長 もちろん、ほかの委員の代理出席というのを検討いたしまして、例えば天方委員も弁護士の業務をされていて、いろいろな訴訟の対応とか、そういった全ての可能性を考慮した上で、スケジュールの都合がつかないということでございます。

○新垣光栄委員 その辺のもう少し公安委員会でしっかりとした対応ができるような、都合はわかるのですけれども、そういうことが県民の不信感になっていたり、公安委員会に対する不信感になっていくので、その辺を十分構築できるようにしていただきたいと思います。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から説明員の出席要求に関する手続の経緯について確認があり、事務局から委員会開催予定について、文書は昨日の午後4時ごろの通知であるが、口頭では先週打診していると報告された。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 警察本部長から謝罪があって、機動隊員も処分されて、きょう皆さんの質疑に対する答弁も聞いて、大体のことは理解できたつもりであるのですけれども、県民から寄せられた情報、疑問等についてももう少し細かく聞かせてもらいたいと思っています。

当日、土人発言した隊員が「さわるなボケ」と言っているのですよね。フェンスが間にあったわけではないですか。何があったのですか。フェンスが間にあったにもかかわらず、「さわるなボケ」という発言が報道であったのですよね。そこは何があったのですか。

○重久真毅警備部長 「さわるな」というのは、フェンスをさわるなと一フェンスをこう持って声を発し、揺すっているわけですね。その状況はしっかり事実として確認はできていますので、フェンスのことではないかと思います。

○花城大輔委員 今回の事件と結びつけるわけではなくて、これも一つの疑問として上がってきたことで確認したいのですが、隊員に対してひどい発言があるというように聞いてます。例えば、家族の名前を出して脅迫するようなことですね。奥さんやお嬢さんのことを名指しで呼んで性的な脅迫をするようなこととか、そのようなことが実際行われているのかどうか。そして、それは沖縄県の間がやっているのかどうか、そこら辺までわかっていたら答弁をお願いしたいと思います。

○重久真毅警備部長 実際そういう声も私も見聞きしまして、事実確認はしておりますが、ただ答弁に先立ちまして、念のため申し上げたいのは、さまざまな挑発的な言辞をもらっても、警察官はプロフェッショナルですから、だからといって差別的な発言をしてもいいと、そういうことには絶対なりません。なので、擁護する観点から申し上げるものではありません。あくまで事実関係ということで申し上げます。

そういう非道な言動をもらっているのは事実です。今や警察官に対して土人と発言しているというような状況です。個人名を挙げてというものもございまずし、沖縄県の方からも多数寄せられているところでございまして、私は先ほど来冷静沈着に行動することが一番だと申し上げていますが、やはり警察官も人間でございまずるので、いろいろ過激なことを言われると、なかなか冷静さを保てない人が出てくるというのは事実です。差別発言はもちろんいけないですし、再発防止をしなければいけないですが、他方で隊員のメンタルヘルスをしっかりやっていかないといけないということで、改めまして先週末に具体的にどういうことを言われているのだというのを、今、派遣されている部隊だけですけれども確認してみました。そうすると100件以上寄せられまして、具体例を挙げると「おまえは心がゆがんでいるから顔もゆがんでいるのだよ。」「トラックにひかれて死ぬ。」「おまえの親と子供の顔を見てみたいものだ、腐っているのだろうな。」「おまえ八つ裂きにしてやるぞ。」「おまえらは犬だから、言葉はわからないものな。」「子供はいるか、人殺しの親め。」「俺は道に飛び出す。けがしないように運べよな、おまえの仕事だろう」等々。また、沖縄県の方であろうと思われるのが、方言なので私は理解できませんが、「フラワー、フリムン、ディキランヌー、ヤナワラバー、シナサリンドー、シナスンドー、ハジチラー」等々を警察官が言われていると。私も沖縄の方言はわからないのですけれども、沖縄県警の人間はわかるわけですが、ただ、他県の方はわからないので、多分まだまだいろいろ言われているのだと思います。るるあるわけで

すけれども、ちょっとさすがに千葉県警察に対しても「土人やろう帰れ」と言われているぐらいですので、いろいろメンタル的にちょっと厳しいところもあるうということ、この辺を今、派遣元の県にもこういうことを言われていると還元しまして、ぜひメンタルヘルスをしっかり、合わせて見てやってくれと。もちろん沖縄県の歴史とか、差別発言はいけないというのはもちろんですけれども、そういった通達をきのう発出したところ、いずれにしても反対をされる方も、右派系でも何でも、とにかく皆さん冷静になっていただきたいと、このように心から願う次第です。

○**花城大輔委員** 特に先ほど話した、家族のこととかを脅迫まがいに言われるというのは、多分県警察の職員だと思えるのですよ。その方たちは、そういうことをされると、多分仕事どころではないと思えるのです。その辺の対処はどうされているのですか。

○**重久真毅警備部長** 私も累次指示はしておるのですが、やはり私も沖縄県に着任して思ったことは沖縄県の方はすごく地域密着、地域といいますか、地縁、血縁というのを大切にされる皆さんだと思いますので、裏を返せばそういう個人攻撃とか、結婚式行かれなくしてやるぞとかですね、そういったものは非常にこたえるのです。今、名護警察署の前に抗議参加者が殺到していますけれども、それも名護署員の実名を挙げて、わざわざそのための横断幕をつくって抗議をされる。これは結構こたえるのです。したがって、私どもとしては、その機動隊員、それから現場の捜査活動に従事する警察官に対しては、とにかく耐えてくれ、いかに挑発的な言動があっても耐えてくれと。リフレッシュしないといけないところはあるのですけれども、なかなかどうしても現場の状況がそれを許さない、そうではあります、例えば、休暇等をしっかり定期的にとる、無理はするなと、そういったところで何とか回しているという状況です。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。  
又吉清義委員。

○**又吉清義委員** 今のお話を聞いてびっくりしたのですが、反対派の皆様が警察官にこんな暴言を吐いていることは恐ろしいことだと。これはきのう、きょうに始まったことではないと思いますが、具体的に事情聴取したということでしたが、これは高江ヘリパッドの反対行動が起きている時点から何カ月間もあ



ったというように理解していいですか。

○重久真毅警備部長 高江はもちろんのこと、辺野古の一連の警備のころから、例えば機動隊の中隊長を名指しで非難といいますか、暴言といったものは認められております。

○又吉清義委員 今、ある調査をしていて、非常にびっくり仰天することなのです。反対行動でこういう暴言を吐く中で、それどころか実際にこういうこともあるということを聞いてびっくりしました。写真を撮り、ユーチューブにアップロードをされる中で、警察官やそこで仕事をしている人の住所が調べられて、家の前に犬の死骸や猫の死骸などが集中して置かれると。こういうことが本当に起きているのであれば、非常に恐ろしいことです。そういった意味では、そこで仕事をしている方、警察官にもそういった被害がないか。これこそ大変なことだと思いますが、そこまでは調査はしていないのですか。

○重久真毅警備部長 反対派の皆さんが警察官の顔をアップで撮影して、インターネット上に幅広く流布させているという事実は認めております。他方で、警察官の自宅の前に犬や猫の死骸を置くということは、現時点では事実として把握はしていない状況でございます。

○又吉清義委員 これはある仕事をした会社の人からです。上司の方です。半年間もこういうことがあって大変だということで、もう会いたくない、見たくもないと。これを聞いてびっくり仰天しました。本当にこれが事実であるならば、ぜひ皆さんにしっかり警護もしていただきたいと。何も警察官だけではなく、仕事をしている方にも事情聴取が必要ではないかと思うので、あえてきょうは聞いてみたかったです。この人は半年間もこれで苦しめられ、死骸を家の中に放り込まれて大変だということなのです。そこでもう一度確認するのですが、私もテレビでアップされているものを見たら暴言発言一本当に不適切な発言で、これはもう事実です。これは私も認めます。しかし、この土人発言した人の前段を見た場合に、1分30秒間、彼は何もしゃべっていないのです。ただ、その周りではフェンスが恐ろしいぐらい揺れている。そして、いろいろな暴言が出ていると。それを見たときに、少しおかしいのではないかと思いました。この暴言発言をするまでにどういった過程があるか事実確認をしているのかどうか、知事公室長にお伺いします。

○謝花喜一郎知事公室長 私もユーチューブで見ただけでございますが、恐らく私が見たのは、前の部分が映っていない一部分だけのインターネットに出されているものかと思います。委員から御質疑の、その前にどういったことがあったかについてはですね。ただ、重久警備部長が冒頭で事実の概要等を御説明したものがユーチューブで流れていたことは認識しておりますが、それ以上のことについては私は認識しておりません。

○又吉清義委員 ですから、お互いに過激な発言は嚴重に注意しなければならないことは事実です。しかし、この過程で何があったのか、知事公室長も事実を確認していないということですので、県警察本部としてはここまで来る過程については事実確認はしていますか。

○重久真毅警備部長 事実としては、基本的には先ほど私が申し上げたとおりでございます。ただ、繰り返しになりますが、その過程が何であれ、この隊員の土人という発言は弁解の余地がありませんので、そこだけはどうか誤解のないようお願いしたいと思います。

○又吉清義委員 私は過程がどうのこうのという前に、言ったことは事実です。しかし、そういった過程で挑発をする。あおる。もしかしたら、彼にそれを言わせるよう段取りをしているのであれば、これはえらい犯罪行為ではないかと。そう勝手に思うものですから、これは知事公室長もぜひ確認してもらいたいと思います。彼を集中的に1時間も2時間も、例えばこんな暴言を—おまえは犬かとか、おまえの身に何かと言われたら、人間は大変です。私たちでも耐えきれない人はいるのかと。このビデオを撮った方々が周囲全員でこういった方々にやっている。私はこれこそ大変ではないかと思うのです。しかし、こういった挑発に乗ってはいけないことも事実なので、乗ってしまったことは非常に残念なことなのですが、そういった事実は県警察としてもまだ確認していない。知事公室長も確認していないということで、お互いテレビで見たものは編集された一部分だと理解してよろしいですか。

○重久真毅警備部長 繰り返しになりますが、今回、ユーチューブに動画がアップロードされたということございまして、私どもも正直なところ、警察本部長からも申し上げておりますが、それで事実を把握した部分もあります。裏を返せば、それまでのプロセスなども基本的には動画に頼っているわけございまして、土人という発言がされたことは事実でございますから、それをもつ

て必要な対応をとったわけでございますし、繰り返しになりますが、我々としてはこの発言を擁護、弁解する余地はないものと認識しておりますので、そこは御理解をいただければと思います。反対派の皆さんからも表現の自由ということでございますが、やはり中には言っているいいことと悪いことというのは、社会的な常識としてあると思います。高江という一つの特殊な社会問題が発生した場所になってはございますが、どうか当事者の皆様には節度を持って冷静に、活動される方はしていただきたいというのが率直なところでございます。

○又吉清義委員 知事公室長も確認はしていないと、再度確認していいですね。

○謝花喜一郎知事公室長 ユーチューブで出された範囲内で見ているということです。

○又吉清義委員 ビデオを撮った方がどの方かというのはちゃんとわかりますから、お互いどうだったかを事実確認して初めて抗議のあり方であり、私たちは態度を示すべきだと思います。今後、こういった過ちが起こらない、どこに問題があったのか、私は解決ができる大きな原点ではないかと。ある一部分だけ見て、過程に何があったかわからないのでは、今後も起きたら大変な問題ですし、県議会としてそういうことは。知事公室長も、その方がビデオを撮っているのであれば、編集していなければそっくりそのままあると思います。ぜひこれは議会でも確認して、どういう過程があったのか、見るだけでこうだということを決断すべきだと思うので、あえて聞いているのです。

そして、もう一つ。お年寄りの皆さんは、本当によく土人、シナ人と言うのですが、これには千差万別ありまして、確かに土人はウチアタイしますよ。ただ、シナ人という言葉遣いは年寄りの皆さん一戦前に生まれた方々は、昔、シナに行ったのだと平気で言うのですよ。そんなに抵抗感ないですよ。差別用語で言っているわけではないですよ。満州にも実際に戦争で行かされて、そこから帰って、シナはこうだったよ、ああだったよねと。差別用語という意識で絶対言っていないよ。その辺も多少あると理解するべきであって、私たちが余りにも過敏に反応し過ぎるではないかと思うから、あえて言っているわけです。

そこでもう一つ非常に不思議で理解できませんが、知事公室長にお尋ねしますけれども、私たちはしっかりとした沖縄県民であり、日本人であると誇りを持っております。ある一部では、いや自分たちは先住民だと誇りを持っている方がいます。この先住民と土人の違いはどこにあるのか、この辺を少し知事公室長、説明していただけますか。

○謝花喜一郎知事公室長 まず、土人というのは、未開の地域住民を侮蔑する意味を含んでいる言葉だということです。先住民は、侮蔑というよりも先にその地域に居住していた人というような意味合いがございまして、その中には侮蔑という言葉の意味合いは入っていないのではないかと考えております。

○又吉清義委員 ですから、やはりどちらも先住民であれ、土人であれ、先にそこに住んだ方というのは大体共通点ですよ。50%は一緒ではないかという気もするわけで、しかし、やはり誰が見ても土人というのは少し品格が劣って、裸でやりを持っている方なのかなとイメージもするものですから、自分たちも、真っ黒けの土人がヤホーヤホーする歌を歌って遊んでいるくらいでしたから。

そういった意味で、お互い、まず大事なことは、本当に今回の発言するまでの過程で何があったか、これをもう一度しっかり、精査するべきではないのかなと。テレビには一部分しか出ていないと、今、警備部長が、実際現場でこういうことも言われているのだよ、こういうのもあるのだよと。お互い精査する中で、この意見書のあり方もあるべきではないのかなと思うから、あえて聞いている次第です。

ぜひ、お互いここでビデオを撮った方から本当に、こういうことを精査して、現場でお互い、公開は可能かどうか、交渉していただきたいのですが、知事公室長としていかがでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 土人発言に至る前の段階についてもしっかり精査するべきはないかということですが、先ほど来警備部長から御発言があるように、今回の発言はやはり現職の機動隊員が市民に対して発した、そこに対して不適切であったということで、警察本部長も警察庁長官も含めて遺憾の意を表していると、官房長官も残念だという話をしているわけでございます。

やはり公務員はいかなる事情があっても、県民・市民に対してそういった対応をとってはならないだろうと。これは私も、警察官の身分はございませんが、一公務員として立ち場、同じような思いでございまして。やはり大事なものは、その背景というよりも、それを県民・市民に対して、憲法を遵守しなければならない公務員として、そういう発言をしたことはやはり極めて不適切ということに尽きると思いますので、その言葉を発せられた場面をもって、我々は対処しなければならないのではないかと考えております。

○又吉清義委員 これは別に否定はしませんよ。やはり警察官という業務の中で、それが当然だと私も思います。しかし、であるのならば反対行動の皆さんは、警察官に何を言っても自由なのかと。そういうのもお互い理解して初めて、この意見書のあり方もやるのが筋ではないのかなという考えがあるものですから、ぜひ過程で何があったのですかと。半年間もこんなに警察官がこういうことを受け、耐えがたきを耐え忍びがたきを忍んでやっているならば、反対派の皆様にもこういった発言を謹んでもらいたいと、あるべき姿で抗議をしていたきたいと。そういうのも大事ではないのかなと思うから、お互いこういう精査して、意見書のあり方もやるのが本来の筋ではないのかなと。どうも1カ所だけに偏っていないかなという感じがするので、その辺がわからないものですから、私は知事公室長として現場で何があったのかしっかり確認して、本当の、お互いの、沖縄県のあるべき姿。どちらにも偏らない。悪いのは悪い、いいのはいい、認めるのは認めるときっちりやるのが筋だと、これが本来の姿だと思いますが、やはり前提等もしっかり精査して、この場で、私は日を改めてやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほど御説明したことに尽きるわけですけど、ただ現場においては、警備をなさる方々も憲法で保障した表現の自由、それから個人の人権、個人の尊厳、そういったものはしっかり肝に銘じて対応していただきたい。あわせて、市民団体の方々も法令遵守、相手方もいるわけですから、そういった節度ある行動を。これは県としても、しっかり守った上で対応していただく必要があるだろうというように考えております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 最後に、どうか受けとめていただきたいことがございます。

先ほどの比嘉委員の質疑そのものだと私たちは思っていますが、ただ、部長2人も思っているとおり、謝罪も含めてですけれども、沖縄県がこれまで背負って来た時代背景、歴史認識というのが少々足りなかったのかなと。そして人権の教育についてもこれから行っていきたい。そして、重久警備部長も今おっしゃったとおり、京都の塔もありますから隊員の皆さんにもぜひごらんいただきながら、沖縄が歩んで来た歴史そのものを学んでいただいて、それで任務に当たってもらいたいというようなお話です。私たちの先輩から聞く話も、やはりこれまで米軍基地関係で米軍に赴任をする新しい兵隊たちに教育をしてきた

というところで、こういった犯罪が起こってきて、酒気帯び運転も多い中でどういった取り組みでそれが防げるのかということで、随分議論しながら、県も呼びかけながらというような教育の仕方まで及んできました。これがいよいよ我が国の取り締まる側の警察官にまで、そういった米軍と一緒にあって、そういった教育をしなくてはいけないような事態に今あるのかなと非常に危惧しています。そのようなお話もありました。だからこそ教育、高校の教科書にまでもそういった話が及んでくるのです。言及される方々もいらっしゃるわけですよ。それでお話があったとおり、新しい隊員等がいろいろ学ばれて来る。それで、今発言をされた2人の年齢からしますと、私も同じ世代の子を持つ親として、非常に心が痛いですし、どうして同じ国民の中でこういった差別的なこと、そしてそういう扱いをされてくるような今の状況かなと思ったときに、歴史の背景ですとか、どちらが先で、売り言葉に買い言葉というお話もありますけれども、ぜひこの70年間のナンジクンジを負わされてきた県民の思いというのが、そこに凝縮されているのだということを経験も受けとめていただきながら、そういったことが二度と起こらないように工夫をしていただきたい。本当に県民の皆さんあるいは国民の皆さん、全ての皆さんが非常にこれは心を少なからず痛めているのではないのかなと、そういう事案ではないのかなという気がしてならないのですよ。そういうことについて、まず答弁をいただいて終わりたいと思います。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から方言の意味を説明するよう指示があり、仲宗根委員から「ナンジクンジ」とは、終戦から27年間異民族支配を受けてきた沖縄県の歴史背景を含め、戦後70年間非常に苦勞してきた沖縄県民の感情をあらわした方言であるとの説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

重久真毅警備部長

○重久真毅警備部長 いろいろな沖縄県のこれまでの歴史や思いを今、仲宗根委員からいただきました。まさにおっしゃったとおりだと思います。かく言う私も沖縄県で生まれ育った者ではございませんので、私に対しても向けられたものと受けとめました。県警察に赴任する県外からの者は、例えば隣の中島警務部長も私も、まずもって着任後直ちにやることがあります。それは、摩文仁

の丘に行くことです。私は埼玉県の出身ということで埼玉の塔というのでしょうか、モニュメントにも行きましたし、一通りめぐって、献花を申し上げて、例えば、私の重久という名前は鹿児島の名前らしいです。そこで鹿児島県の犠牲者を見ると、こういうややマニアックな名前でも、重久さんという方がお二人沖縄戦でお亡くなりなっているとかですね。当時の警察署長、警察本部長も沖縄戦に巻き込まれて亡くなったと。何年も前に、我々と同じ立場にいた人がそういった戦に巻き込まれて命を落としているというのを目の当たりにするわけでございます。これは、紙で見たり、人から聞いたりするのではなく、やはり現場に足を運んで、肌感覚で理解するということが私は重要だと思います。したがって、先ほど来繰り返しておりますとおりやはり現場に行っていきたい。たとえ県外出身であっても、どこかで自分と何らかのつながりを発見できるかもしれないよと、自分の身の事だと思って感じてくださいねということ、私はもちろんでございますけれども、後ろに控えております警備第1課長、警備第2課長ももちろん沖縄県警察、沖縄県出身の者でございますが、そういった幹部の一復帰前からここで暮らしている皆さんから、そういったことを強く申し上げることが一番効果的なのかなと思っております。いずれにせよ、そういった思いを受けとめて、しっかり仕事をしていきたいと思っております。

○中島寛警務部長 仲宗根委員の発言をお聞きして、まさにおっしゃるとおりだと思いました。沖縄県民の皆様いろいろな思い、我々はそれをしっかり受けとめながら職務を遂行しないといけないと思えますし、そういう意味で改めて今後二度とこういう事案を起こしてはならないという思いを強くいたしたところでございます。先ほど申し上げましたとおり、公安委員会の委員から、やはり沖縄県の歴史を事前に県外から派遣される部隊に対してはきちんと教育することまた、沖縄県の警察職員についても職務倫理・教養をさらに徹底すること等を指示されておりますので、こういった公安委員会からの管理を受けるという立場から指導、教養を徹底していきたいと思っております。実際、きのう警務部内で通達を発出しまして、改めて職務倫理・教養を徹底するように各所各所属に示達しておりますので、再発防止にしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
中川京貴委員。

○中川京貴委員 きょうの委員会に沿って資料も今出ていまして、五、六点聞

こうと思ったのですが、既に警備部長が答弁しておりますので、割愛します。

確認だけですが、この沖縄タイムスの10月21日の記事に出ております。その資料ありますか。18日に発言映像が、先ほど警備部長がYouTubeの説明をしていましたが、そのときには200回しか閲覧されていない中で、わずか2日後の20日午後9時には50万回を超えたと。それだけこの動画サイトを50万人が見たと。それと御承知のとおり全国のニュース・報道でも、この問題は取り上げられました。

私も正直申し上げて、この警察官2人の発言は、ある意味では本当に県民を差別した発言であり許してはいけないなど。そこで警備部長は、どんな状況にあっても、警察官たるものは暴言を吐かれてもそしりを受けても、法律にのっとってきっちり県民・国民の命を守るべきだという教育はしていたと。しかしながら、それができなくて、警察本部長が知事に対し、県民に対して、おわび申し上げたということは新聞に載っているとおりであります。

しかしながら、確認ですが、先ほど警備部長が、反対運動の皆さんがフェンスを乗り越えて来るのを何とか抑えて、乗り越えないように引きとめたということでありましたが、フェンスを乗り越えてきたら法律違反になるのですか。

**○重久真毅警備部長** そのとおりでございます。いわゆる刑事特別法に違反することになります。フェンスを揺らしている皆さんは、刑事特別法違反の常習的に毎日されている方々ではないかと推察いたします。この時間的には前でございますけれども、そのフェンスには、別のところではございますけれども、そうやって乗り越えて来られないように有刺鉄線が張ったりはしているのですが、有刺鉄線をちょきんちょきんとあっちこっち切って中に入ろうとした人も実際にいたわけでございます。それによる逮捕者もまた出ているということでございます。

**○中川京貴委員** 確認します。機動隊員そして警察官として、そういった逮捕者が出ている中で、これ以上の犯罪を防ぐための機動隊員の増員だということに理解しているのでしょうか。

**○重久真毅警備部長** 機動隊員の増員というのはちょっとあれではございますが、少なくとも沖縄県警だけでは対処できないということで応援をいただいていると。まさにこういった違法行為を制止し、万が一確認されたときには、必要な対応、捜査も含めた対応を行うという趣旨で、県外からやむを得ず応援をいただいているというのが実態でございます。



○中川京貴委員 先ほど委員からの質疑、答弁の中で、これまで沖縄県の基地問題では逮捕者も出ないし、ある意味では傷害事件みたいな事件もなかったと。これが高江になって急にそういった逮捕者が出るし、いろいろな事件が出てきていると。それは機動隊員が増員されて多くなったからだという考えの方もいます。私は、去る県議会の本会議の中で、警察本部長が極左暴力集団が沖縄県に来て異常な状態であると、県民を巻き込んだ状況にあると答弁していましたが、そういった関係もあって警察官、自衛隊の強化につながっているのか、いかがでしょうか。

○重久真毅警備部長 実際に反対行動を行っている方は、いろいろな方がいらっしゃるのですけれども、その中に極左暴力集団といわれる集団に属す皆様が一部入り込んでいるのは事実です。極左暴力集団というわけですから、文字通り、暴力的なことをおやりになる方々ですので、そういったことがほかの第三者に危害を加えないようにという趣旨もあって、私どもは必要な警備体制というものを構築しております。

○中川京貴委員 今、皆さんからの意見聴取が終わりまして、我々総務企画委員会の審査に入るわけですが、案がここに今、出されているのです。この案の中に今、読み上げますけれども、「N1ゲート前で、市民数人が沖縄防衛局が設置したフェンス越しに工事用トラックの台数を確認していたところ」とあるのですけれども、「フェンス越し」と「乗り越え」とは、私は違うと思って先ほど質疑しました。フェンス越しだと法律違反になりません。フェンスを乗り越えたら法律違反になるという、先ほどの重久警備部長の答弁ですけれども、この文書を見えていますか。

○重久真毅警備部長 見ていないです。

○中川京貴委員 見てないのですか。この文書を今読み上げたとおりに、「フェンス越しに」とありますけれども、フェンス越しではないという認識でよろしいのですか。

○重久真毅警備部長 この発言があったときにはフェンス越しでございます。ですので、まだ違法行為は行われているものではありません。ただ、乗り越えて、侵入するという旨の言動があったと、つまり犯行を予告していたというこ

とであります。

○中川京貴委員 これは知事公室長に県の立場をお伺いしたいと思うのですが、県は基本的に県内では県外から派遣された機動隊は引き上げるべきだと思っていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 この件につきましては公安委員会が、都道府県警察を管理する公安委員会がいろいろ協議をしまして求めたものでございますので、県がこの件について直接言及することは地方自治法の体系上好ましくないので、言及は避けたいと思います。ただ、知事が記者会見において、そういった思いはあるという発言はありますけれども、踏み込んだ発言はまだ知事はしてございません。それもやはり公安委員会の立場を考えながらの発言だと理解しておりますので、県の立場として、そういった機動隊員の退去ということまでやったということではございません。

○中川京貴委員 確認ですけれども、去る本会議でも、総務企画委員会の中でも、公安委員会の要請によって、県外の機動隊員、警察官が沖縄に来て配置されたということで私も認識しております。そして、その都度答弁では、警察官、もちろん公安委員会に対しては政治介入はだめだと、これは与野党を問わず当然のことだと思っておりますが、この警察官の2人の不祥事の件で公安委員会、警察に介入できますか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほど来申し上げますように、沖縄県は地方自治法上、公安委員会を含めいわゆる独立行政委員会に対して総合調整権能は持っている、条例や予算等については調整する権能は持っていますが、彼らの権限に対する直接的な指揮、命令権はないわけでございます。

まず、都道府県公安委員会は都道府県警察をしっかりと管理していただいているということがございます。それでその件について、沖縄県知事はその公安委員会を指導・監督することはないと。今回のことで公安委員会においでいただきましたけれども、あくまでもその見解を聞きたいということで、お呼びしたわけございまして、直接その場で指導・監督というような意味合いではお呼びしておりません。意見を聞きたいということで話をしまして、おいでいただいて、先ほど警務部長からもございましたけれども、公安委員会から、こういった対処方法を考えていますという御報告を受けて、それで終わったということでございます。

○中川京貴委員 なぜそういう質疑をするかという、県民同士がまた国民同士がああいった形、ユーチューブやニュースで流れるのを見て、本当に残念な結果だなど、あつてはならないなど思っております。しかしながら、県民・国民の生命・安全を守るための警察官がああいった形で全国的に報道されて、そこで私が先ほどから聞いているのは、県の最高責任者である翁長知事が県外から来ている機動隊を撤退しなさいというニュアンスの報道がされると、果たして県民の命、安全を守る警察官との仕事はどういうことなのかなと誤解を招きかねないと思っております。そういった意味では、県もそうですけれども、我々議会も公安委員会に政治介入はできないという基本的な認識を持っておりますけれども、再度伺いますが、県としては公安委員会に政治介入できますか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほども申し上げましたように、警察法によって公安委員会が都道府県警察を管理いたします。沖縄県は総合調整権能というのは持っておりますが、公安委員会に対しては直接的な指揮・命令という権限はございません。ですから、介入はできないということが答えでございます。

前回、お呼びしたのも意見を聞きたいということでのお話でした。決して、政治的な介入という発言は、その意見交換の場でも知事はやってございません。公安委員会の委員から意見をお受けしたということとどまっているということとございまして、しっかりこの辺は県側も理解した上で対応させていただいたところでございます。

○中川京貴委員 警察本部にお願いしたいことは、やはり沖縄県は基地問題があって、少し本土と県民感情、状況に違いがあります。それをぜひ徹底教育していただいて、同じ国民・県民同士が争わないような仕組みをつくっていただきたいと要望申し上げて終わります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、派遣機動隊員による不適切発言についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。その後、意見書及び抗議決議の議題への追加について協議を行った結果、意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

意見書及び抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し直ちに審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

意見書及び抗議決議の提出についてを議題といたします。

本委員会所管事務調査警察行政についてに係る派遣機動隊員による不適切発言について、議員提出議案として意見書及び同抗議決議を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び同抗議決議の提出及び案文について協議した結果、提出することで意見の一致を見た。)

午前11時25分休憩

午後 2 時35分再開

○渡久地修委員長 再開いたします。

議員提出議案として県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書及び同抗議決議については提出することとし、案文等については改めて協議したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

次回は、明 10月26日 水曜日 午前11時30分から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。  
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長      渡久地      修

総務企画委員会記録  
<第3号>

平成28年第4回沖縄県議会（9月定例会）閉会中

平成28年10月25日（木曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録<第3号>

---

### 開会の日時

年月日 平成28年10月25日 火曜日  
開 会 午前10時0分  
散 会 午後2時36分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 警察行政について（派遣機動隊員による不適切発言について）

---

### 出 席 委 員

委 員 長	渡久地	修 君
副 委 員 長	新 垣 光 栄 君	
委 員	花 城 大 輔 君	
委 員	又 吉 清 義 君	
委 員	中 川 京 貴 君	
委 員	仲 田 弘 毅 君	
委 員	宮 城 一 郎 君	
委 員	当 山 勝 利 君	
委 員	仲宗根 悟 君	
委 員	玉 城 満 君	
委 員	比 嘉 瑞 己 君	
委 員	上 原 章 君	
委 員	當 間 盛 夫 君	



委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室長	謝花喜一郎君
警察本部警務部長		中島寛君
警察本部警備部長		重久真毅君

---

(休憩中に、執行部退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案、請願及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案、請願及び陳情等の採決方法等について協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

これより、議案、請願及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第1号議案地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例、乙第5号議案沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例、乙第6号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、乙第7号議案沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、乙第8号

議案沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例、乙第9号議案沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例、乙第38号議案沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例、乙第39号議案風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び乙第50号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案、乙第2号議案、乙第5号議案から乙第9号議案まで、乙第38号議案、乙第39号議案及び乙第50号議案の10件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第44号議案車両損傷事故に関する和解等について及び乙第46号議案包括外部監査契約の締結についての2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第44号議案及び乙第46号議案の2件は、可決されました。

次に、乙第49号議案沖縄県教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第49号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、請願等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

お手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長      渡久地      修

○ 以上で、「派遣機動隊員による不適切発言について」の質疑を終結いたします。  
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

○ 休憩いたします。  
どうぞ御退席ください。

( 休憩中に、執行部退席 )

**議題の追加(意見書及び決議の提出について)**

(※審査日程に入っていない場合には議題の追加を行う。)

~~○ 休憩いたします。~~

○ 意見書及び抗議決議の提出についてを議題に追加することについては、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し諮ることといたします。

(休憩中に、議題の追加について協議を行う)

**議題の追加について意見の一致を見なかった場合**

○ 議題の追加については、休憩中に御協議いただきましたが、意見の一致を見ることはできませんでした。

**議題の追加について意見の一致を見た場合**

○ 再開いたします。

意見書及び抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

( 異議なし )

○ 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。

**所管事務調査事項で意見書の提出を協議する場合**

○ 意見書及び抗議決議の提出についてを議題といたします。

○ 本委員会所管事務調査事項「警察行政について」に係る「派遣機動隊員による不適切発言について」議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

○ 休憩いたします。

( 休憩中に、意見書の提出について協議 )

#### 意見書及び決議の提出について確認を行う場合

- 一 意見書及び決議を議員提出議案として
  - (一) 提出する。
  - (二) 提出しない。
  - (三) 持ち帰り検討する。

※ 協議が整わない場合は、本委員会全員を提出者とする 議員提出議案の提出はできないので、協議はこの時点で 終了する。

#### 協議が整わない場合

- 再開いたします。
  
- 議員提出議案として「県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書及び同抗議決議」を提出することについては、休憩中に御協議いたしましたが、意見の一致を見ることができませんでした。

#### 意見書及び決議提出の協議が整い案文調整等を行う場合

- ※ 意見書及び決議を提出することになった場合は、案文を各委員に配付する。
- 意見書及び決議を提出するということで調整されましたので、お手元に配付いたします意見書及び決議の案文の内容を含め提案の方法等について、御協議をお願いいたします。
- ( 意見書及び決議の案文及び提案の方法等について協議 )

#### 意見書等の文案調整が整い提出方法等の確認を行う場合

- 議員提出議案として「県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書及び同抗議決議」を提出すること及び文案の調整がなされましたので、提案の方法について確認いたします。
  - 一 提出者は、本委員会の全委員とする。~~本委員会に所属しない無所属の議員にも呼びかける。~~
  - 二 提案理由説明者は、委員長とする。
  - 三 要請方法として、
    - (一) 文書送付する。
    - (二) 直接要請する。
    - (三) 本島内は直接要請し、本島以外の関係機関は文書送付する。本島内の要請に際しては、本委員会の委員を派遣するよう議長に申し入れる。
  - 四 (直接要請する場合) 意見書の趣旨を関係要路に要請するため、議員派遣について議長に申し入れをする。

五 本意見書及び決議で趣旨の変更を伴わない字句の修正等については委員長に一任する。

以上のとおりでよろしいでしょうか。

**協議が整い意見書を提出することになった場合**

- 再開いたします。
  
- 議員提出議案としての「県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書及び同抗議決議」については、**お手元に配付してあります案のとおり提出することとし、提案方法等については休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。**

( 異議なし )

- 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。

**散会宣言**

- 再開いたします。
- 議員提出議案としての「県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書及び同抗議決議」については**提出することとし、案文等については改めて協議したいと思**いますが、これに御異議ありませんか。

( 異議なし )

- 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。
  
- 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
- 次回は、明 十月二十六日 水曜日 午前十一時三十分から委員会を開きます。  
委員の皆さん、大変御苦労さまでした。  
本日の委員会は、これをもって散会いたします。